

国土交通省独立行政法人評価委員会
都市再生機構分科会（第21回）

平成22年3月29日

【瀬口民間事業支援調整室長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第21回独立行政法人評価委員会、都市再生機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。私、住宅局総務課民間事業支援調整室長をしております瀬口でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、当分科会委員8名のうち、鳥委員の到着がちょっと遅れておりますが、7名の委員のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを、まずご報告させていただきます。浅見委員は、ご都合により本日も欠席でございます。

本日の分科会の取り扱いでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則に基づきまして、報告事項であります議事4の報告を除きました議事第1から第3までにつきましては、木村委員長の同意を得た上で、当分科会の議決をもって委員会の議決とすることができます。

次に、本日の分科会の公開についてでございますが、同規則に基づきまして、公開することとなっております。

また、議事録に関しましては、これまでどおり各委員にご確認をいただきました上で、議事要旨とあわせて国土交通省のホームページで公表してまいりたいと考えております。

それでは、議事に入ります前に、事務局でございます国土交通省及び都市再生機構の本日の出席者でございますが、お手元の2枚目に座席表をつけさせていただいております。その座席表のとおりとなっております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。一番上には、本日の議事次第、次に、今ほど申し上げました座席表、3枚目に委員名簿をつけております。その下に配付資料一覧というものがございます。本日の議事、第1の役員の給与の支給基準の一部変更についてにかかる資料が資料1でございます。これが枝番で資料1-1から1-3までございます。各資料につきましては、資料の右肩に資料ナンバーを振

らせていただいております。

続きまして、議事（２）の業務方法書の改正についてにかかる資料が、資料２－１、２－２、それから参考というものが参考１から３までございます。

次に、第３の議事でございます、長期借入金及び都市再生債券発行の計画並びに長期借入金及び都市再生債券の償還計画についてというものが、資料３－１、３－２を資料として使用いたします。

その後、報告案件でございますが、報告案件にかかる資料が資料４から資料７までございます。

その他、参考資料として参考資料１から３までがございます。

以上が資料の全体像でございます。お手元の資料で資料の欠落、あるいは落丁等ございましたら、途中でも結構でございますので、お知らせいただければと考えております。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。ここからは小林分科会長、よろしく願いいたします。

【小林分科会長】 それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。先ほどご紹介ございましたように、今日、議事が３つございます。まず最初の議事（１）でございます。「役員の給与の支給基準の一部変更について」、都市再生機構のほうからご説明いただき、議論させていただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

【安達都市再生機構総務人事部長】 それでは、私、総務人事部長の安達と申します。よろしく願いいたします。

資料は１－１から１－３までございますが、資料１－１の役員給与の改定についてで説明申し上げます。役員給与につきましては、国家公務員の指定職に準じまして改定を行いました。内容といたしましては記載しているとおりでございますが、まず本給につきまして、１の（１）でございますが、マイナスの０．３％という改定に準じまして、当機構におきましても引下げを行いました。また、特別手当につきましてですが、２の（１）をご覧くださいますが、年間支給月数を０．２５月引下げました。この件につきましては、ご記憶にあらうかと思いますが、６月期の支給月数の０．１５月引下げに関しましては、昨年６月３０日開催の第１９回の分科会においてご承認を受けまして、その当時の暫定的な措置として実施したところでございます。これらの実施につきましては、平成２１年の１２

月1日でございますが、2の(2)をご覧いただければと思いますが、本給の改定に伴いまして、4月から11月までの給与及び6月期の特別手当につきましても減額調整することといたしまして、12月期の特別手当の支払い時に実施したところでございます。これらに関する役員給与規程の所要の改正につきまして、事後とはなりましたが、ご承認いただければと思います。

説明は以上のとおりでございます。

【小林分科会長委員】 ありがとうございます。

役員給与の改定でございます。国家公務員の俸給及び特別給の改定動向を踏まえまして、改定を行った。これは既に改定を行って、このように実施されているという措置でございますが、その内容を具体的にご紹介いただいたところでございます。

いかがでしょうか。これについて何かご質問、ご意見あれば。

(「異議なし」の声あり)

【小林分科会長委員】 特によろしゅうございますか。

それでは、この議事(1)についてはご了承いただいたということにさせていただきます。

すみません、ついでに申し上げますけども、私、ちょっと花粉症で、のどがおかしくなっております。聞きづらいところがあるかもしれません。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の議事でございます。業務方法書の改正でございます。これについて、都市再生機構よりご説明お願いいたします。

【安達都市再生機構総務人事部長】 それでは、資料2-1をご覧ください。今ご紹介ございましたけれども、都市機構の業務方法書の改正についてでございます。具体的には、機構賃貸住宅のグループホーム、それからケアホームへの対応という内容になってございます。

1の改正の背景で書いておりますように、国及び地方公共団体は、障害者の居住の安定を図るべく、いわゆるグループホーム、共同生活援助、またケアホーム、共同生活介護を含みます障害者の住まいの場の確保に関する施策について、取り組みを強化してございます。

こうした中で、昨年10月1日施行でございましたが、公営住宅関係の省令が改正されまして、身体障害者に係りますグループホーム、それからケアホームにつきましても、公営住宅を活用することができるようにしました。また、公営住宅を使用させることがで

きる者として指定障害福祉サービス事業者でグループホームまたはケアホームを行う者を追加いたしました。これらの動きを踏まえまして、当機構の賃貸住宅におきましても、障害者支援に係ります事業の促進、普及促進を図りますという観点から、グループホーム及びケアホームにつきまして、公営住宅と同様の対応を行うようにするべく、業務方法書の所要の改正を行いたいと存じます。

改正の概要は2でございますが、下の表をご覧くださいと思います。業務方法書第64条の第1項チというところでございますが、事業主体といたしまして、障害者自立支援法第29条第1項に規定いたします指定障害福祉サービス事業者を追加いたします。また、対象となる事業に、同じ法律の第5条第10項に規定しております共同生活介護、ケアホームでございますが、これを追加させていただきます。また併せまして、精神障害者または知的障害者に対して行うものに限定している規定でございましたが、これを削除する。削除する結果といたしまして、身体障害者の方が追加されて付加されるという内容になります。

説明は、以上のとおりでございます。

【小林分科会長委員】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

【野城委員】 このこと自身は、もちろん私賛成でございますけども、こういった用途を制約する根拠とか、範囲というのは、どうか。といいますのは、私にとってみれば、ここまで厳しく用途を制約するのは、少しやり過ぎな感じがいたしまして、今のURの住宅の置かれている環境を考えると、もう少し地域を活性化する、あるいは機構の住宅を魅力的にするためには、より弾力的に入るべき用途というものが地域の実情に合わせて判断されていくかなと思っておりますので、どういった用途制約があるのか、どういうことがあればそこでの弾力を図れるのか、参考までに教えていただけたらと思います。

【安達都市再生機構総務人事部長】 入居資格等につきましては、基本的にはこれは第64条第1項チということですが、その前の条項で、基本的には住宅を必要とされる方はすべて入れるという形になるわけです。基本的には個人の契約になっておりますので、個人の方での契約は第1項で大前提として進めております。

もう1つは、今度は例えば会社の従業員の方がいまして、従業員の方になりかわって会社がうちの機構の住宅を借りまして、従業員を住ませるといった形でございます。そうした中で、事前説明等でもあったと思うのですが、基本的には私ども住宅の改良とかで、例

えば体の悪い方とかを含めて入居が促進されますように、大体はリニューアル事業と申しまして、住宅のバリアフリー化とか、そういうような事業をまず一方で進めていて、多くの方が利用できるようにしたいというふうに進めてまいりました。

あと、国の施策といたしまして、今ご説明いたしました知的障害者の方とか、それから精神障害者の方とか、こういう方を援助するための事業を行う方が必要だろうということで、たしか平成18年ごろからですが、法律の改正に伴ってここまでやってきたのが事実でございます。その当時は身体障害者の方につきましては、例えばグループホームとかケアホームの入居対象にはなっていなかったのです。それからまた給付金とかも、いろいろと給付されていなかったという事情があったので、その当時はその法律に合わせまして、同様に制限を設けておりました。

ただ、現時点ではもっと幅を広げて、身体障害者の方も含めるようにしようというのが、今大きな流れでございますので、それに沿って私どももセーフティーネットと申しますか、それに資するために、法律の改正に合わせてその範囲を広げていきたいと考えて、このような改正をしていくということでございます。

【野城委員】 今申し上げた世の中全体の動き、あるいは現実的にURの賃貸住宅にお住まいの方々に、ユーザーになるような方々が増えていっている現状もわかっているのですが、一方では、やはり持続的にURの賃貸住宅を機能させていくためには、それはそれぞれ地域の事情等々に応じてあろうかと思うのです。それは私はすべきだと思いますけれども、それがこういったところに出てきて承認が得られないとできないということになると、弾力的な措置が難しいのではないかと、そこら辺がちょっと心配になって申し上げている次第なのです。

【吉田都市再生機構経営企画部長】 これは住宅についての入居資格を定めているという部分で、なぜそういうことを細かく定めるのかということですが、URの住宅については財投資金ですとか、いろいろ税金のご支援等をいただきながらつくっているということで、基本的に住宅を必要としている個人を対象にしているものでございますけれども、事業者について貸す場合については、若干限定的に整理をさせていただいているということでございます。

これはあくまでも住宅でございますので、別途いろいろな施設をお貸しする場合がございます。例えば子育て支援のために必要ないろいろな施設、これは特にこういうことで限定せずとも、今いろいろな形で積極的に子育て施設ですとか、高齢者施設ですとか、そう

いったものは住宅とは別に団地に必要なものとして積極的な導入に努めているところでございます。

ここは、あくまでも住宅は基本的に個人を念頭に置いているということで、若干手続が厳格になっているということかと思っております。

【野城委員】 あくまでも住戸部分の用途ということで、理解してよろしいですか。

【吉田都市再生機構経営企画部長】 はい。

【小林分科会長委員】 今、野城さんのお話と絡むのですけれど、業務方法書の法的な位置づけというのは、どこにあるんですか。ここでこの内容について確認されないといけない種類のものなのか。もう少しその中で柔軟に動かせるものか、その辺がちょっと、そもそも論がわかっていないものですか。

【吉田都市再生機構経営企画部長】 業務方法書につきましては、独立行政法人通則法、これは我々だけではなくて、独法全体に係る法律でございますが、そこで業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないということになっておりまして、認可を受ける際にはあらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないということで、本日こういう形でお示しさせていただいているところでございますが、業務方法書について、どこまで書くかについては、特段の決まりというものはないのかもしれませんが、過去の公団当時の規定ぶり等々を参考に、今の業務方法書を整理させていただいているところでございます。

【小林分科会長委員】 その辺のあり方も、ほんとうは見直してもいいのかなという感じはしますね。あまり細かいところまで、一々書けないと動かせないということがいいのかどうか、若干疑問もございます。

その辺は、国のほうでも少し、今後で結構ですので、ご検討いただいたほうがいいのかなどという感じがしますけれど。

いかがでしょうか。余計なことを言ったような感じがしますけど。

いかかですか、ほかに。

【瀬口民間事業支援調整室長事務局】 また最後のほうで、報告事項でご紹介いたしますが、独立行政法人につきましては、そもそもの事業の範囲ですとか、組織のあり方、そういうことを見直すと同時に、独立行政法人という組織形態が仮に存続するとしても、それに対するガバナンスのあり方等、それについても全般的に見直しをかけていくということになってくるとお思いますので、その一環ではないかというふうに。

【小林分科会長委員】 わかりました。それでは今後の議論として、そういうことがあり得るということをご理解させていただきたいと思います。

ほかにご意見ございますか。もしよろしければ、この業務方法書の改正については、皆様のご了承いただいたということにさせていただきたい。

(「異議なし」の声あり)

【小林分科会長委員】 それでは、3番目、長期借入金及び都市再生債券発行の計画並びに長期借入金及び都市再生債券の償還計画について、議論とさせていただきたいと思います。これも都市再生機構にお願いいたします。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 経理資金部長の佐々木でございます。よろしくお願いたします。

それでは資料3-1をご覧ください。平成22年度長期借入金、都市再生債券の発行について、ご説明申し上げます。

まず第1に、長期借入金の計画でございます。都市再生機構は賃貸住宅に代表されますように、投下資金を長期にわたり回収するという事業を実施しておりますために、長期間、安定的に調達できる資金を必要としております。このため平成22年度は長期借入金の計画額を、一番下でございますけれども、6,337億8,000万円と予定しております。その構成は賃貸住宅等に充てる財政融資資金4,065億円、これをはじめといたしまして、居住環境整備、ニュータウン事業の特定の事業に充てる都市開発資金3億8,000万、それから経過勘定での調達が主体にはなっておりますけれども、民間借入金を2,269億円、この民間借入金のうち都市再生勘定での調達は314億円でございます。これらを予定しております。

借入れ条件につきましては、その大部分を占める財政融資資金につきましては、借入れ条件に書いてありますとおり、30年以内を基本といたしまして、事業内容に応じて関連公共施設においては15年、再開発等の都市再生事業におきましては10年と、資金調達の多様化を図りまして、コストの縮減に努めたいと考えております。

民間資金につきましては、5年程度までを想定しておりまして、金利は民間の金融機関との交渉により決定するものとしております。

また、一番下の注書きでございますけれども、これはこの次にご説明させていただきます都市再生債券のうち、民間資金の調達でございますけれども、政府保証のない、いわゆる財投機関債の発行が市況の変化等により困難になった場合に、発行額が2,500億円で

ございますが、この範囲内で民間借入金に振りかえて調達することがあることを、あらかじめご了承くださいという趣旨でございます。

次のページをご覧ください。次ページは都市再生債券の発行についてでございます。総額は6,400億円を予定しております。このうち、都市再生勘定で調達する額のうち1,100億円、備考欄に書いてありますけれども、4年満期一括償還1,100億、これは都市再生勘定での調達になります。

それから経過勘定で調達する額2,800億円、2年満期一括償還2,800億と書いてある、これは経過勘定で調達を予定しておりますけれども、合わせて3,900億円に政府保証をいただいております。政府保証債は都市再生勘定においては機構の発足後初めてでございます。22年度の財投計画全体の枠組みの中で、理財局より財政融資資金から政府保証債のほうに振りかえということの要請があったものでございます。

経過勘定の政府保証債、2,800億円につきましては、財投融资資金の繰り上げ償還実施後も円滑な資金調達のために認めていただいたものでございます。22年度は18年度に発行した4年債2,800億円でございますけれども、この借りかえとして発行を予定しております。

それから政府保証なしの債券、いわゆる財投機関債でございますけれども、経過勘定にかかわるものを含めまして、2,500億円を発行予定しております。都市再生勘定で1,000億円、経過勘定で1,500億円を予定しております。

また、下の注書きでございます。これは先ほどとは反対に、民間借入金の計画額2,269億円の範囲内において、政府保証なしでございますけれども、財投機関債に振りかえて増額発行できる旨の記載をしております。このように、民間資金の枠内での相互間の運用について、合わせてご了承くださいたいと存じます。

なお、発行回数、発行時期につきましては、市場環境等を踏まえ、有利な時期に機動的に行ってまいりたいと考えております。

それから次に、資料3-2でございます。これは過去に調達しました借入金及び債券について、約定に基づき償還する元本額でございますけれども、1枚めくっていただきまして2ページでございます。資金種別に記載しております。22年度におきましては、総額は右から2つ目の欄、平成22事業年度償還予定額となっておりますけれども、この欄の一番下、1兆3,906億円となっております。これが平成22年度の償還予定額でございます。

また、22年度において、先ほど説明いたしました借入金、債券を上限額の調達を行った場合には、調達額はその左側の欄の一番下でございますけれども、1兆2,738億円となります。ということでございますので、前年度末の残高見込みからは1,168億円が減少する見込みとなっております。なお、前年度末の残高見込みは、現時点ではなかなか確定できないものでございますので、平成21年度の補正時に委員会にお示しした21年度末の見込み額と同額を形式的に仮置きさせていただいております。実際に認可をいただく際には、決算数値に置きかえた形でご承認をいただくということになると思います。

また、注書きに書いておりますのは、今年度末までに調達する借入金額も若干変動しますので、平成21年度の借り入れ分について、償還額も若干変動する旨を記載しております。

それから、最後のページでございますけれども、これは過去の借り入れ等の償還条件を参考として添付させていただいております。

説明は、以上でございます。

【小林分科会長委員】 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、何かご質問、ご意見ございましたら。

【黒田委員】 黒田でございます。有利子負債が全体として約1,000億円ぐらい削減されるということで、これはこれで結構だと思いますが、ちょっとお尋ねしたいのは、民間資金の借り入れなのですけれども、メガバンクになろうかと思うのですが、そこはそれぞれ条件が違うのか、一緒なのか、よくわかりませんが、民間資金からの調達という場合に、どのような決定プロセスを経て行うのかということをお尋ねしたいのですけれど。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 まず私どもは、先ほど申しましたように、できれば長期安定資金を調達したいと思っておりますので、財投資金それから政府保証債、それから財投機関債ということで、最終的に当然資金が不足するときに、民間から調達するわけでございますけれども、そこは基本的には銀行にシ団を組んでいただいて、相談しながら条件を決めて、今は6カ月の変動金利で借りておりますけれども、ちなみに平成21年度は民間借り入れは調達しないでも済むような状況にはあります。

【黒田委員】 メガバンク、枠というのは、それぞれみな同枠ですか。こういうところですから、メインバンクなんていうのはないのでしょうか。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 約30行で均等にお借りするように。

【黒田委員】 均等ですか。そうですか。条件は皆一緒ですか。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 ごめんなさい。過去の経緯から、シェア割で決めているそうです。ですから、取引の多いところにはシェアが大きくなっているということでございます。

【小林分科会長委員】 ほかに。

【寫委員】 今、金利は非常に低いわけですがけれども、この10年、20年、30年という長いことになると、今後の金利情勢はどういうふうに見ているんですか。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 私どもが金利情勢がどうなるかというのは、なかなか見通しができないのですけれども、おっしゃるように、金利に対する感応度というのは非常に高いものがございます。ただ30年という長期で借りておりますので、すぐに今後の長期金利の上昇が一遍できいてくるということではない。徐々にボディーブローのような形でできいてくるというふうには考えておりますけれども、非常に私どもの事業、経営の上で、金利に対しては感応度が高いものとは理解しております。

【小林分科会長委員】 よろしいですか。

ほかにこの件について、何か。

基本的に民間借入れは5年タームですか。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 大体5年以内を前提にお借りするように考えております。

【小林分科会長委員】 それ以上長期というのは不可能。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 そこは銀行さんとのいろいろ条件を含めて、ご相談になるだろうと思いますけれども、ただ5年、10年という長期については財投機関債のほうで調達しておりますし、それから超長期でいけば財投のほうで調達させていただいておりますので、まず民間借入れのほうは5年以内の調達というところで回していく形になると思います。

【小林分科会長委員】 たまたま昨年土地政策分科会で、今後の不動産政策について答申をしたときに、できる限り不動産関係の資金の融資を長期的なものにすることが我が国の政策の1つの要だというお話を答申した覚えがありまして、我が国はそうならないから、いろいろ課題が不動産に関して起きているのだと。生保とか、今回はあまり関係ないかもしれませんが、そういう資金をできるだけ、あるいは回り回って個人資金をどういう形でうまくそこに導入するかというのも、土地政策上いろいろ議論したものですから、

これだけの額の資金ですから、どう調達するかというのが不動産市場と絡んで、それなり
の影響力を持っていると思いますので、そういう政策的な議論もあったということをご承
知おきいただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小林分科会長委員】 それでは、この件についても、議事(3)についても、皆さん
ご了承いただいたとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

それでは、議事はこれで一通り終わりました。あと、(4)報告でございます。報告につ
いては、これは国交省のほうで、よろしく願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長事務局】 それでは私のほうから、資料4から7に基づき
まして、都市再生機構をめぐる最近の動きにつきまして、一括してご報告をさせていた
きます。

まず、都市再生機構に係る予算についてでございます。資料4でございます。都市再生
機構の関係予算につきましては、平成21年度の第1次補正予算まで、前々回の第19回
の分科会で資料を提示し、ご報告をさせていただいておりますが、その後の動きを中心
にご説明をさせていただきます。4ページの資料中ほどに、平成21年度の予算が書いてご
ざいますが、19回でご報告をいたしましたように、第1次補正予算といたしまして合計
で1,037億の国費が入りました。予算の金の動きだけを、まず概略ご説明いたしますと、
1次補正でこれだけの国費をいただいたのですが、その後政権交代がございまして、1次
補正予算についての執行の見直しといったことが行われました。昨年10月ぐらいです
が、その結果を受けまして、2次補正予算で724億8,200万の減額補正を行っており
ます。その結果といたしまして、21年度は補正後で1,453億6,100万の国費にな
っております。

これに対しまして、22年度でございますが、総額で国費が422億8,600万という
ことで、21年度の補正後との比較、一番右に倍率が出ておりますが、国費ベースで見ま
すと0.29という大きな減額になっております。

それから個別の項目でいきますと、出資金という欄がございますが、昨年の当初予算で
は521億の出資金がついておりましたのに対して、22年度はゼロ。そのかわりと言っ
てはあれですが、補助金の欄をご覧くださいますと、昨年当初予算で308億強に対して、

今年は419億ということで、補助金は増になっております。

こういった数字の流れになった背景でございますが、まず1次補正につきましては、この資料でいきますと4ページ、5ページに1次補正予算で何をやろうとしていたかが書いてございますが、その中で特に国費1,000億の出資金をいただきまして、民間が主体になって行われておりました再開発等のプロジェクトが、リーマンショック以降、不動産事業に対する金融が非常に厳しくなってきたということで、民間事業者の方が金利の負担が難しくなってきた、土地の保有が難しくなってきたという状況を受けまして、そういった再開発等のプロジェクトを行うために、先買っていた土地について保有できないということで、都市再生機構に買い取ってもらえないかといった声が強まってまいりまして、それを受けて、そういった土地の買い取りのための資金の一部として国費1,000億を手当てしたところでございます。

その後、政権交代がございまして、こういった予算を含めて1次補正でつきました予算につきまして、不要不急のものについては予算の執行を停止し、国にお返しをする。それを新政権におけるさまざまな政策の原資としていくといったことが決められたところでございます。

これを受けまして、この1,000億のうち、既に地権者の方と具体の用地取得に向けた協議等が進められていたものを除いたもの、それについてはホールドするというので、それを除いた額、具体的には725億弱でございますが、これについて執行を停止し、国にお返しをするということになったものでございます。

それから、22年度予算をめぐる動きでございますが、今6ページでございます。22年度当初予算につきましては、昨年秋に行政刷新会議のもとで事業仕分けというものが行われております。22年度予算につきましては、当初我々としては左に出ておりますように出資金514億を要求していたところでございます。具体的にはUR賃貸住宅の団地の再生・再編を行うにあたって建てかえ等を行って、新しい賃貸住宅になった場合、市場家賃になりますので、家賃が高くなる。そうしますと従前の住宅にお住まいだった低所得高齢者の方が、新しい賃貸住宅の家賃を払えなくなるという事態が出てまいります。こういった事態に対応するために、低所得高齢者の方に対する一定の減額措置というものを講じております。この減額措置を講じるために、国からあらかじめ出資金をURに渡しまして、その出資金の運用益をもって減額措置の財源にするといった予算を平成20年度から組んでおりました。

この予算につきまして、事業仕分けにおいて見直しを行う、所要額を措置する方式に改めるということが決定されております。具体的には、毎年家賃減額のために必要な額があるのであれば、その額を毎年毎年補助金として措置すればいいだろうということでございます。

それから、それ以外の予算としましては、高齢者向けのケア付きの住宅ですとか、あるいはそれ以外に都市再生事業として行うために土地を先買いするといった場合がございますが、その土地購入のための資金コストを下げるということでの出資金を、合計で80億要求しておったのですが、これについては仕分けの結果として、予算計上を見送るということが判断されたところでございます。

こういった事業仕分けの結果を受けまして、22年度予算としましては、514億の出資金を要求していたところでございますが、補助金として61億5,000万の予算ということになっております。それ以外に、他の公共団体ですとか、民間事業者との並びでまちづくりに係る事業を行う際の補助金というものをいただいております、合計で補助金が419億ということになった次第でございます。

まず、予算をめぐる動きが以上でございます。

続きまして、資料5で独立行政法人をめぐる状況について、簡単にご説明をさせていただきます。独立行政法人につきましては、民主党のマニフェストにおきまして、独立行政法人が実施する事業について、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、国が責任を負うべき事業は国が直接実施することとし、法人のあり方は全廃を含めて抜本的な見直しを進めるということがうたわれておりました。政権交代後、このマニフェストを具体化するというので、さまざまな見直しの動きが現在出ております。

まず、資料5の右側でございますが、契約状況の点検・見直しということで、これにつきましては、お手元の参考資料1というものがございます。昨年の11月に閣議決定されたものでございまして、独立行政法人につきまして、競争性のない随意契約に対する厳しい批判に加え、一般競争等に移行しても、一者応札・応募となっているものがあって、実質的な競争性が確保されていないのではないかといった指摘がある。こういった状況認識をもとに、競争性のない随意契約の見直しをさらに徹底的に行う。それから一般競争入札についても、真に競争性が確保されているかを点検・見直しをするということが閣議決定されております。

この閣議決定の中で、2枚目でございますように、その具体的な点検・監視の方法とい

たしましては、各独立行政法人に契約監視委員会を設置して、今ほどありましたような随契ですとか一者応札、こういったものについての点検・見直しをするということが決定されております。

URの具体の取り組みは、また後ほどご説明させていただきます。

それから、独立行政法人そもそもにつきましては、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行うということで、こちらも参考資料2というものをおつけいたしております。

昨年の12月25日に閣議決定されたものでございまして、独立行政法人の抜本的な見直しについてということで、すべての独法について、その事務・事業を聖域なく厳格に見直しを行う。それから、その結果として独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講ずるということが閣議決定されております。

なお、都市再生機構につきましては、前政権下でございまして、平成19年に独立行政法人の整理合理化計画というものがつくられておりまして、この中で平成19年から3年後、したがって今年の12月でございまして、3年後を期限にしまして、事務・事業のあり方、あるいは組織のあり方について検討して結論を出すということになっておりましたが、この平成19年の閣議決定につきましては、今ほどご紹介いたしました平成21年の閣議決定の3ページ目の関連事項というところがございまして、関連事項の(1)のところに記載がございまして、19年の閣議決定で定められた事項については、当面凍結をし、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討するということになっております。したがって、一応今年の暮れという期限については凍結ということになったわけでございまして、それを抜きにしても、すべての独法について聖域なく厳格な見直しを行うということが、新たに閣議決定をされたという状況でございまして。

それから、資料5にお戻りいただきまして、1番下のところに独立行政法人通則法の改正というものが出ております。独立行政法人の通則法の改正につきましても、前政権下で既に通則法の改正案等が1度国会には出されております。この改正案におきましては、この評価委員会のあり方につきましても、現在各省に置かれております評価委員会、それからその上に総務省のほうに政府全体としての評価委員会という構造になっておるわけでございまして、こういった評価の構造、たてつけ等についても見直しをするといった内容が改正案の中に盛り込まれていたところではございますが、今国会に提出されております通則法の改正案におきましては、そういったさまざまな独法制度のたてつけに係る見直しの部分

は、とりあえず今回の改正案では出されておらず、今国会の改正案におきましては、余剰資産の国庫返納等を図るために、その不要財産の廃止と、それに係る国庫返納、これに係る規定だけを盛り込んだ改正案が出されているところでございます。これは先ほど予算のところでご紹介いたしました、既に措置された国費を返納するといったような措置等を行うための必要な措置として行われているところでございます。

こういった独法をめぐる政府全体の動きを受けて、都市再生機構あるいは国土交通省での対応状況でございますが、まず最初にご紹介いたしました契約の点検・見直しについてでございますが、資料6でございます。資料6で全独法共通で契約監視委員会を設けることになりましたということ、先ほどご紹介させていただきましたが、都市再生機構につきましては、資料6の真ん中より下のあたりに契約委員会を設置ということで、その委員名簿を掲載させていただいておりますが、本分科会の長沢委員に座長をお願いいたしまして、その他こちらに記載してあります方々に委員に入らせていただきまして、現在まで平成20年度における随意契約案件、それから21年度の1月以降の案件、それについて随意契約の事由が妥当なものであるかどうか、これを競争性のある契約に移行できないか、あるいは既に競争性のある契約に移行するとURみずから見直しを進めているものについても、さらに移行時期を前倒しできないか、こういったことを点検・検討いただいております。

それから、既に競争性のある契約に移行したものについても、一者応札になっているものについて、それがさらに競争性のある契約となるように、入札のやり方ですとか方法ですとか、そういったものを見直す余地がないか、こういったことをご議論いただいているところでございます。

こういった契約監視委員会での点検・見直しをいただきまして、その結果を国土交通大臣のほうに報告をいただいて、総務大臣に結果を報告する。こういった点検・見直しの結果を踏まえて、平成19年に随意契約の見直し計画というものがつくられているところでございますが、新たな随意契約の見直し計画というものを策定する予定になっております。

URにおきましては、平成19年に策定した随意契約の見直し計画において、特に関係法人との契約関係については、最終的には6億まで随契を減らしていく。それを平成25年度までというスケジュールで立てておったところでございますが、今回の契約監視委員会のご指摘等を踏まえて、それを22年度まで前倒しをできないかということで、今検討が進められているところでございます。

続きまして、資料7でございます。資料7に、都市再生機構のあり方検討会についてということでご紹介させていただいておりますが、政府全体といたしまして、先ほど申し上げたように、独立行政法人については、事務・事業のあり方、あるいは組織のあり方について聖域なく見直しをすることになっておるわけでございますが、都市再生機構を所管しております国土交通省といたしましても、みずからの責任においてきちっと見直しを行っていく必要があると考えて、こういった検討会を今年の2月ですが、発足をしたところでございます。

実は前政権下でも、先ほど申し上げた平成19年の閣議決定を受けまして検討会を立ち上げて、議論をしておったところでございますが、政権の体制も変わったということで、改めて検討会を発足したところでございます。

今年の2月23日に第1回を開催いたしまして、現在、住宅分科会、都市分科会、経営分科会という3つの分科会を親委員会のもとに設けまして、この資料では1カ月に1回程度と書いてございますが、各分科会単位で見ますと、大体1週間から2週間に1回程度のペースで現在議論をいたしております。検討委員会のメンバーは右にございますように、東京大学の森田先生を座長として、こちらにあるような委員でご議論を今いただいているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

【小林分科会長委員】 ありがとうございます。

ただいまの報告に関連して、何かご質問、ご意見あればお伺いしたいと思います。

確認ですけど、資料6にある契約監視委員会というのは、UR独法の中に置かれている委員会で、資料7にあるあり方検討会は、国土交通省のもとに置かれている検討会ですね。

【瀬口民間事業支援調整室長事務局】 はい、そうでございます。

【小林分科会長委員】 そのような位置づけのものでございます。いかがでしょうか。

【野城委員】 資料6についてです。これは要望でございますし、毎回同じことを申し上げて恐縮でございますけども、今現在、随意契約になっているものを粛々と競争的な方法によって調達していく、これは間違いなくやっていくべき方針かと思えます。例えば悪いかもかもしれませんけれど、国鉄がJRになったときに、電車がとまらなかったことを思い起こしますと、やはりサービス水準というものを、最終的にお住まいの方々を含めたサービス水準が落ちていかないということも配慮されるべきで、前からも申し上げていましたように、今まであうんの呼吸で特定のものと契約を結んできた人たちに、明日から競争的

にやるぞということを言っても、仕様書が必要十分に書けない場合等々があり、書いたとしても、また1回それで競争的にやってみると、なかなかUR側の発注した側の意図が通じずに、サービス水準が低くなってしまったり、業務上問題があったことがあると思うのです。

やはりこれは、そういう意味では、1つはまず速やかにさまざまな今随意契約になっている部分についての業務仕様書、特に目に見えざるサービス関係の仕様書については、スピーディーにご準備いただくということと、一たんつくった後は、これはやはりやってみなければわからないところがございますので、つくったらそれが無謬であるという態度ではなくて、やはり二度、三度回しながらフィードバックをして、うまく発注者の意図が伝わらなかったところは直していきながら、できるだけ仕様書を整備していくといったような、こういった競争的な調達ができるためのインフラについては継続的に、改めてまた恐縮でございますが、つくっていくべきであることを申し上げておきたいと思います。

【小林分科会長委員】 かなり以前から評価委員会で、随意契約について各回ごとにいろいろご意見をいただいています、今、野城先生のご意見、その代表的なご意見でございました。

今回の監視委員会、座長が長沢先生ですから、その辺のあつれきはないとは思いますが、我々評価委員会はかなり関心を持っておりまして、我々が持っている関心のところと、今回新たにできた契約監視委員会の意見がずれると、またおかしなことになりますので、その辺は長沢先生座長ですから、問題ないとは思いますが、ぜひその辺の調整、よろしくお願ひしたいと思っております。

長沢先生から一言。

【長沢委員】 今、分科会長のお話がありましたので、気をつけてまいりたいと思いません。

ただ、URさんのほうにおいて十分そこら辺のところは配慮された上で、仕様書等の書き方について工夫しているというようなご説明が、契約監視委員会の中でもご説明があったかと記憶しております。今後のこともありますので、今回は平成20年度と平成21年の1月から3月までの契約についての見直しというのをやったのですけれども、何分にも契約件数が非常に多うございましたので、全部のものをくまなく点検するということはなかなか難しかったものですから、抽出した、各分類に契約類型を分けていただきまして、それでその契約類型の中から1つ、2つといった程度の契約を点検し、分類や整理してい

いただいたのは都市再生機構さんのほうでやっていただいたのですけれども、その整理が正しいとすれば、適切であるとすれば、私どもが議論した議論というのが、ほかの案件にも当てはまるというような意見表明はできるのではないかというような検討を、21年の3月までの分については終えたところでございます。

【小林分科会長委員】 ありがとうございます。

URのほうから何かございますか。

【吉田都市再生機構経営企画部長】 随契の見直しということで、前回分科会でも野城先生にご指摘いただいた部分でございます。従来随契でやっていたもののうち、物品については比較的価格だけでの一般競争ということでもいいと思うのですけれども、特に関連会社との関係では役務の関係が多うございます。これについては、価格だけではなくて、やはりサービスですとか品質ですとか、そういったものを確保していかなければいけないということは重々認識しているつもりでございます。

当初、切りかわりのときに新たにきちっとした仕様書をつくるということが、事務的にも大変だったわけですが、競争移行にあたって一通りの仕様書はつくらせていただいたと思っております。引き続き、その辺の点検もしていきたいと思っておりますし、また我々、その仕様に基づいてきちっとした仕事がされておるのかどうかという、そういう業務の実績、成績のチェックというようなものも並行的に進めていきたいと考えているところでございます。

【小林分科会長委員】 ありがとうございます。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

去年、一昨年ぐらいの段階では、この評価委員会はまだ閉じられるのではないかと、若干期待を込めて承っておりましたが、そういう状況にはならない、しばらくはならないようで、この先どうなるかわかりませんが、しばらくこの評価委員会、国交省の中の評価委員会は従来どおり動くということですので、よろしくお願ひしたいと思います、ほかに何かご意見。

【寫委員】 一言。何度かこういう会議に出て、いつも思うのですけれども、今後の都市再生機構のあり方というのが、ここでも都市のあり方だとか、住宅のあり方だとか、あるいは経営だとかいろいろな委員会に分かれて行われていますけれども、ただ、今ある昔の住宅公団のエレベーターをつけるとか、バリアフリー化するとか、そういう個別の問題だけではなくて、これは都市再生機構の範囲を超えるのかもしれないけれども、少子高齢化

の中で、しかも成長もあまりないというような状況の中で、一体国民がどのような地域に住みたいのか、どういう住宅に住みたいのかという、そういう流れが今、非常に顕著にあらわれているのではないかなという感じがするのです。

二、三日前に発表された各東京都内の待機児童の人数なんか出ていましたけれども、千代田区は今まで待機児童がないというのが、今年になってまた待機児童が出てきた。これはなぜかという、やっぱり共働きする人たちが、千代田区に行けば待機児童なしに預けられるという形で千代田区の人口が増えるというような状況もあるわけです。

それから、僕なんかの友達を見ている、両親を介護しなければいけないといったときに、どこで住んだら一番サービスがいいかという地区を選んで、そこでまた新たな住宅を求めるといったようなこととか、そういう意味でいうと、昔に比べると、高度成長期に比べると、ものすごくそういう意識が強くなってきているのではないかなという感じがするのです。

それから、よく最近では都市の限界集落化というようなこともよくいわれていますけれども、かつてつくられた有名な団地、高島平とかいったようなところも、昔は子供がいっぱいいたのだけれども、今はほとんどいなくなってしまった。しかもお医者さんも、この間読んでいたのを見たら、かつては十数軒もあつたお医者さんが、3軒ぐらいになってしまって、おそらく今年の4月からもう1軒なくなってしまうだろうと。しかもお医者さんもお年寄りのお医者さんしかいない。そういうところには、やっぱりみんな住みにいこうということが意識はわいてこないのではないかなと思うのです。

だから、単にバリアフリー化するとか何とかということだけではなくて、住みやすい環境というか、居心地のいい環境とか、そういったようなことも含めて都市というか、住宅のあり方というものを考えていかないと、多分ますますかつての公団住宅というものには人が入らなくなってしまって、空き家ばかり増えてしまうというようなことになると、またもっと厳しい指摘が出てくるのではないかなと思うのです。

だから、そういうような時代の流れだとか、あるいは国民の所得の流れだとか、あるいは少子高齢化というものがどういうふうに影響してくるのかという、そういう国民の意識調査とか、そういうようなことから今後の都市再生機構のあり方とか、住宅のあり方というのを考えていくのが大事なのではないかなと。

あまり目先の、小手先だけの対応をやっていても、僕はあまりうまくいかないのではないかなというのが、最近の大きな流れの中から見ると感じるのです。ぜひそういうような

ことも議論していただければと思いますけれど。

【小林分科会長】 ありがとうございます。

このあり方委員会は、国交省のサイドの委員会で、おそらくこれだけのメンバーをそろえていますから、幅広く、今ご指摘いただいたような内容のご議論を展開されているのではないかと思いますので、そういう期待を込めて、ご意見として承っておきたいと思いません。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もしよろしければ、この報告（４）についても伺ったということにいたしまして、議事の（１）から（４）まで終了したことになります。報告事項でございました議事（４）については別でございますが、議事（１）から（３）の審議結果は、冒頭事務局で申し上げたとおり、特別行政法人評価委員会の規則に従いまして、評価委員会の木村委員長にご報告することになりますので、よろしく願いいたします。

本日の議事は以上でございますが、今回の議事全体、配付資料につきまして、何かご意見等、最後にございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、進行役を事務局にお返しします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 ありがとうございました。

本日は円滑なご審議、まことにありがとうございます。本日の資料、大変多くなっておりますので、もしよろしければ、私どものほうから委員の皆様へ別途郵送させていただきますので、ご希望の方は資料はそのままに残しておいていただきますようお願いいたします。

今後の予定でございますが、７月ごろに平成２１年度の業務実績評価を予定いたしております。

それでは、以上をもちまして、第２１回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —